

四日市市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年2月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 委託を受けた者

名称 第一環境株式会社中部支店
所在地 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（上下水道局管理部お客様センター）